

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 長浜岸壁陸電設備電気供給業務（単価契約）
- (2) 仕 様 ・ 規 格 仕様書による
- (3) 数 量 仕様書による
- (4) 履 行 期 限 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 履 行 場 所 仕様書による

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「物品の販売」を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札説明書の交付を受け、入札説明書に基づいて作成した証明書（様式第12号、13号及び14号）を提出し、その審査に合格した者であること。

3 入札書の記載事項

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所総務課用度係（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年12月1日～令和5年1月26日（10時00分～17時00分閉庁日を除く。）
（令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知（写）を持参すること。）

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和5年1月27日10時00分。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、令和5年1月26日正午までとする。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 その他の事項

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

分任支出負担行為担当官

九州漁業調整事務所長 三野 雅弘

令和4年12月1日

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。

長浜岸壁陸電設備電気供給業務仕様書

1. 目 的

長浜岸壁陸電設備で使用する電気を需要に応じて供給することを目的とする。

2. 需要場所

博多港長浜岸壁（福岡市中央区長浜 3 丁目 2 4 番地先）

3. 業種及び用途

船 舶

4. 仕 様

- | | |
|------------------|---|
| (1) 供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| (2) 供給電圧 | 6, 6 0 0 V |
| (3) 計量電圧 | 6, 6 0 0 V |
| (4) 標準周波数 | 6 0 H z |
| (5) 受電容量 | 1 0 0 0 k V A (5 0 0 k V A × 2 隻) |
| (6) 供給方式 | 一回線方式 |
| (7) 契約電力 | 2 5 9 k W (1 1 月 1 日 検 針)
実際の契約電力は、供給開始後の 1 月の最大
需要電力と前 1 1 ヶ月の最大需要電力のいずれ
か大きい値により決定する。 |
| (8) 予定使用電力量 | 4 3 9, 6 5 1 k W h
(月別の予定使用電力量は別紙 1 のとおり。) |
| (9) 予定力率 | 1 0 0 % |
| (10) 電力量等の検針 | |
| 自動検針装置 | 有 |
| 電力会社の検針方法 | 検針員による検針 |
| 計量器の構成 | 東芝(株)電力需給用複合計器（普通級）
型番 SM3EP-R
交流 3 相 3 線式 1 1 0 V 5 A 6 0 H z
計器定数 1, 0 0 0 パルス / k W s
パルス定数 5 0, 0 0 0 パルス / k W h |
| (11) 需給地点 | 需要場所構内 1 号柱に水産庁の設置した気中開閉器の電源側接続点 |
| (12) 電気工作物の財産分界点 | 需要場所構内 1 号柱に水産庁の設置した気中開閉器の電源側接続点 |
| (13) 保安上の責任分界点 | 電気工作物の財産分界点に同じ |

5. 契約期間

自 令和5年4月1日 午前0時
至 令和6年3月31日 午後12時

6. 応札者の条件

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (2) 分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、別紙2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。

7. 協 議

詳細な事項及び本仕様書に定めない事項については、当所担当職員と必要に応じて協議するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに当所担当職員と協議して対応するものとする。

8. そ の 他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 船舶においては発電設備を下記のとおり有している。
 - 白鷗丸発電設備（500KVA×2台）
 - 白萩丸発電設備（500KVA×2台）
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (4) 料金の請求等に関する事務処理については、当所担当職員と打ち合わせを行い、当所担当職員の指示により対応する。なお、支払方法については振込払とする。

令和5年度長浜岸壁陸電設備 使用予定電力量

使用月	契約電力 (kW)	月間使用予定 量 (kWh)	季時別内訳			
			ピーク 時間	夏季 ・ 昼間	その他季 ・ 昼間	夜間
令和5年4月	259	41,344	0	0	18,940	22,404
令和5年5月	259	17,682	0	0	4,474	13,208
令和5年6月	259	38,502	0	0	19,948	18,554
令和5年7月	259	43,093	5,012	16,763	0	21,318
令和5年8月	259	54,956	5,969	20,270	0	28,717
令和5年9月	259	13,300	1,621	5,421	0	6,258
令和5年10月	259	44,589	0	0	22,183	22,406
令和5年11月	259	27,216	0	0	13,916	13,300
令和5年12月	259	22,160	0	0	9,799	12,361
令和6年1月	259	42,364	0	0	20,081	22,283
令和6年2月	259	24,056	0	0	9,952	14,104
令和6年3月	259	38,346	0	0	18,862	19,484
合計		407,608	12,602	42,454	138,155	214,397

(備考)

- ① 夏季 7月1日から9月30日までの期間をいう。
- ② その他季 「夏季」以外の期間をいう。
- ③ ピーク時間 夏季の毎日13時から16時までの時間をいう。
- ④ 昼間 毎日8時から22時までの「ピーク時間」以外の時間をいう。
- ⑤ 夜間 「ピーク時間」及び「昼間時間」以外の時間をいう。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数とする。)、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上 0.625未満	40
	0.625以上 0.650未満	35
	0.650以上 0.675未満	30
	0.675以上 0.700未満	25
	0.700以上	20
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書(※)の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.00%	10
	2.50%	5
	活用しない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

(※) 財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を、水産庁長官に変更することをいう。書類等有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(表) 別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の「各用語の定義」

用 語	定 義
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)	「令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」(調整後排出係数)は、次の数値とする。 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の二酸化炭素排出係数。
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) ③ 高炉ガス又は副生ガス 3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和3年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

用語	定義
③ 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ ① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))、ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。 ③ 令和3年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他電気事業者への販売分は含まない。 3. 令和3年度の供給電力量(③)には他電気事業者への販売分は含まない。
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。